

～政策関連～

国務院常務会議 『炭素排出権取引管理暫行条例』承認 5月施行、中国炭素排出権取引管理を強化

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2024年1月5日、国務院第23次常務会議で『炭素排出権取引管理暫行条例』¹（中華人民共和国国務院令第775号、[碳排放权交易管理暂行条例](#)、以下、『条例』）が承認され、全国炭素排出権取引市場（以下、ETS²）の監督管理体制、重点排出企業³の判定基準、違法違反行為や罰則などが盛り込まれており、5月1日より施行することとなりました。

今回の『条例』の公布の背景や意義、重要内容及び企業の対応などについてご紹介します。

『条例』公布の背景と意義

ETS 規模拡大に伴い制度強化が必要

中国は「3060目標⁴」を掲げています。膨大な排出量（2021年は約108億トン、世界全体の約31%⁵）から、その目標の達成と経済成長との両立は厳しいとみられるなか、重要な市場制度として構築が進んでいるETSには熱い視線が注がれています。

中国のETS建設は2011年11月に方針が確定され、2013年6月の深セン市の地方ETSを皮切りに、複数の地方ETSが次から次へと建設・パイロット運営が始まっていました。これら地方ETSの経験を踏まえ、全国ETSの建設は2017年12月から始動され、2021年7月に正式に取引が開始されました。



MIZUHO

瑞穂銀行

WeChat公式アカウント

¹ 『炭素排出権取引管理暫行条例』の原文は以下ご参照

https://www.gov.cn/zhengce/content/202402/content_6930137.htm

² ETS (Emissions Trading scheme) 市場とは、中国全国（1か所、全国ETS）、地方（複数、地方ETS）で運営されている炭素排出権取引市場。その詳細については「みずほ中国ビジネス・エクスプレス」の第570号と第654号をご参照ください

第570号：<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0622-XF-0105.pdf>

第654号：<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0707-XF-0105.pdf>

³ 「重点排出企業」とは、全国ETSの参加対象や其他国家規定に基づいて参加する企業（『暫行条例』）

⁴ 「3060目標」とは、2020年9月、習近平国家主席が第75回国連総会の一般討論演説で公言した中国の二酸化炭素（CO2）排出削減にかかわる目標。つまり、2030年までにピークアウト、60年までにカーボンニュートラルの達成を目指す

⁵ Greenhouse Gas Emissions from Energy Data Explorer（国際エネルギー機関IEAの公表）

<https://www.iea.org/data-and-statistics/data-tools/greenhouse-gas-emissions-from-energy-data-explorer>

全国 ETS は現状電力事業者(一部大規模な自家発電を持つ企業を含め)が参加・取引対象となっており、2023 年末時点の参加対象企業は 2,257 社ですが、年平均の二酸化炭素排出量は 51 億トンで全国の約 4 割に達し、市場規模ではこれまで世界最大の EU-ETS(European Union's Emissions Trading System、2005 年 1 月より始動)の 15 億トンを凌駕しています。

加えて中国の ETS は今後、石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空関連など 7 つの炭素排出量の多い業種も導入される予定もあり、中国全体排出量の約 74%をカバーする巨大市場ができる構想があるため、同制度が十分に機能できるかに、「3060 目標」の達成は大きくかかっているといえると思います。

しかし、中国の ETS 運営は地方 ETS の歴史を含めても 10 年強で、世界初となる EU-ETS より期間が短く、膨大な市場規模の展望とは対照的に、制度構築が不十分であることや取引の活発さの欠如などが浮き彫りになり、さらなる制度強化が必要とみられています。

行政法規制定で法的根拠示す

中国における ETS 関連の管理制度は 2014 年 12 月に、国家発展改革委員会(以下、発改委)が公布した『炭素排出権取引管理暫行弁法』(炭素排出権取引管理暫行办法、以下、管理弁法)が最初の法律法規となりました。当時は地方 ETS でのパイロット市場運営について規定するものであり、国务院の構成部署である発改委が公布機関となるため、中国の法体系によれば部門規章(部門規則)に当たります。

2018 年の国务院機構改革に伴い、中国 ETS 構築を主導する部署は発改委から生態環境部に変更され、20 年 12 月に生態環境部より全国 ETS の管理運営を対象とした『炭素排出権取引管理弁法(試行)』⁶(炭素排出権取引管理辦法(試行)、以下、『試行弁法』)が公布されました。しかし、生態環境部は発改委と同様の国务院の構成部門となるため、『試行弁法』も部門規章となります。

これを踏まえ、監督管理や違法違反行為の取り締まりなど制度のさらなる強化を図るために、部門規章の上位法に当たる行政法規(国务院に立法権)の制定に向けて準備が進められていました。遡ること 2016 年 3 月に、当時の ETS 構築を担当する発改委より、「法律に基づき炭素排出権取引の主管部署の職責範囲及び関連各方面の権利と義務の明確化、違法違反行為に対し厳格な処罰の規定を通じて、企業による排出削減義務の履行を促し、市場メカニズムの正常な運営、中国の排出削減目標を達成するためには、上位法を確立する必要がある」とし、『条例』の第一稿として『炭素排出権取引管理暫行条例(審議稿)』(炭素排出権取引管理條例(送审稿))が起案されました。

その後、生態環境部にミッションがバトンタッチされた後でも、当該審議稿の作成・修正作業は引き継がれ、2019 年 4 月に、第二稿となる『炭素排出権取引管理暫行条例(意見公募案)』(炭素排出権取引管理暫行條例(征求意见稿))、また 21 年の全国 ETS の取引開始に先んじて同年 3 月に第三稿となる『炭素排出権取引管理暫行条例(修正案)』(炭素排出権取引管理暫行條例(草案修改稿))が完成されました。

そして今年 24 年 1 月に、行政法規となる『条例』が国务院により正式公布され、中国における ETS 建設・運営の上位準拠法となりました(【図表 1】ご参照)。

⁶ 『炭素排出権取引管理弁法(試行)』の原文は以下ご参照
https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk02/202101/t20210105_816131.html

【図表1】ETS 制度構築の歴史



(公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『条例』のポイント

『条例』は 33 条あり、ETS 運営管理に係る関連部署の職責範囲、重点排出企業の選定条件や名簿開示、排出枠の割当と清算、取引方式、対象企業の報告提出、現場検査、違法行為の内容と罰則などについて規定する内容となっています。

以下では、『条例』のポイントなどについて説明いたします。

各管理部署と職責範囲

『条例』によれば、ETS の主な管理機関は「国家レベル管理部署」となる国家生態環境部及び関連部署、「地方レベル管理部署」となる地方生態環境主管部署及び関連部署、「機能部署」となる全国炭素排出権登録及び取引機関の 3 つに分けられます。

国家生態環境部及び関連部署は全国 ETS 及び関連の取り組みに対する監督管理、技術規範の制定などを担い、地方生態環境主管部署及び関連部署は管轄区域内の参加対象リスト、排出割当枠の支給、参加対象の立ち入り検査などを担当します。一方で、全国 ETS の登録機関は取引品目の登記や取引の決済サービス提供、取引機関は集中取引の展開などを担当することも明記されています。詳細は【図表2】をご参照ください。

【図表2】ETS の主な管理機関と職責分担

国家生態環境部 及び関連部署	地方生態環境主管部署 及び関連部署	全国炭素排出権登録 及び取引機関
<p>全国ETS及び関連取り組みの監督管理を担当：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関連技術規範の制定 ◆ 全国ETS管理プラットフォームの構築 ◆ 割当枠の分配、清算及び重点排出企業の排出状況に対する監督管理の強化、国務院関連部署との情報共有 ◆ 違反違法行為のある企業及び個人に対する調査及び処罰 <p>(発改委など国務院の関連部署と共同で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ETSの温室効果ガスの種類と業種範囲の研究 ◆ 重点排出企業の選定条件の制定 ◆ 年間炭素排出割当総量と分配案の制定と実施 ◆ 年間排出報告の作成と技術審査の管理方法の制定 ◆ 重点排出企業等の取引主体、技術サービス機構の信用記録制度を確立 ◆ 全国炭素排出権登録及び取引機関に対する監督管理、情報共有、法執行における連携 	<p>行政区域内の関連取り組みの監督管理を担当：</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 重点排出企業の選定条件に基づき区域内の年度重点排出企業リストの制定 ◆ 関連部署と共同で、年度炭素排出割当総量と分配案に基づき、区域内の重点排出企業に炭素排出割当枠の支給 ◆ 重点排出企業からの排出統計データ、年度排出報告書の受領 ◆ 上記年度排出報告書に対する確認、結果のフィードバックと開示 ◆ 政府がサービスを購入するなどの方式で、技術サービス機構に年度排出報告書に対する技術審査の委託 ◆ 権限内での重点排出企業など取引主体、技術サービス機関に対する立入検査 ◆ 違反違法行為のある企業及び個人に対する調査及び処罰 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 登録機関は炭素排出権取引品目の登記、取引の決済等のサービスの提供を担当 ◆ 取引機関は炭素排出権の集中統一取引の展開を担当 ◆ 登記及び取引の費用に関し、徴収項目、費用徴収基準及び管理弁法の開示 ◆ 関連業務規則の整備、リスク防止及び情報公開制度などの構築

(『炭素排出権取引管理暫行条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

参加業種と対象企業の確定

✓ ETS の参加業種の確定

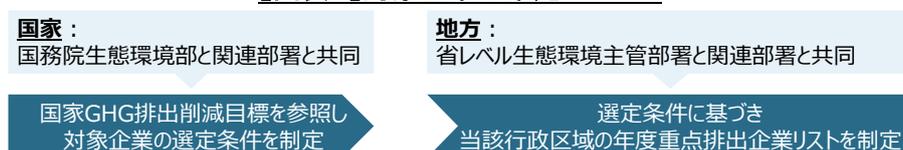
ETS の参加業種の確定に関しては、主管部署である生態環境部が発改委など関連部署と共同で、中国の国家温室効果ガス(GHG)の排出削減目標に基づき研究し、省レベル人民政府、関連業界団体、企業および公的機関、専門家と一般大衆の意見を踏まえて制定し、國務院の承認を受けて施行と明記されています。

✓ 対象企業の確定

対象企業の確定に関しては、まず主管部署である生態環境部が関連部署と共同で、中国の国家温室効果ガス(GHG)の排出削減目標に基づき、重点排出企業の選定条件を制定します。

次に省レベル生態環境主管部署が同レベルの関連部署と共同で、上記選定条件に基づき、当該行政区の年度重点排出企業リストを制定することとなっています(【図表3】ご参照)。

【図表3】対象企業の確定プロセス



(『炭素排出権取引管理暫行条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

なお、現行の2021年公布の『試行弁法』において、重点排出企業を確定する際、「対象業種であり、年間温室効果ガスの排出量が2.6万トンCO₂相当に達した企業または組織」と明確的に定義づけていますが、『条例』では同様の記述がないため、選定条件に変化があるかは今後の実施に注目して頂きたいです。

一方で、民間航空業の対象企業確定プロセスはほかの業種と異なって、『条例』では単独の項目が設けられています。対象確定の方法について、「生態環境部が國務院民間航空等の主管部署と共同で、『条例』の原則に沿い、実際の需要に基づき、また民間航空等の業種のGHG排出削減の特徴を踏まえて重点排出企業リストの制定、炭素排出割当枠の割当と清算、GHG排出データの統計と計算、年間排出報告書(以下、排出報告書)の送付と審査等に係る具体的な管理方法を制定することができる」と規定しています。

現場立入検査のルール

『条例』では、主管部署による現場立入検査の内容についても触れています。これまでのETS関連規定にはなかったもので、今回は初めて規定することになります。

対象範囲に関しては、「生態環境主管部所とその他監督管理職責を有する部署」が主体となり、「各自職責範囲内において、重点排出企業等取引主体、技術サービス機関に対し現場立入検査を実施できる」と明記しました。

現場検査の際について「関連資料の調査と複写、関連情報システムの調査と検査、関連企業や個人に対し説明の要請」などを可能とし、対象者については事実通りに報告と資料の提供を要求し、拒絶もしくは検査の妨害があってはならないと規定しています。

一方で、検査人員について「現場検査は2人以上で、関連法執行証明の呈示」を義務付け、検査中で知り得たいかなる国家秘密や商業秘密について守秘義務があると明確に書かれています。

参加対象企業の義務

『条例』では、重点排出企業の義務として、削減措置の導入を最初の要求としており、その他では関連データや報告書の作成と提出、情報開示、保存期間等関連義務を明確に規定しています(【図表4】ご参照)。

【図表4】重点排出企業の義務

- ◆ GHG排出削減に対し**有効な措置を導入**
- ◆ GHG排出データ品質の管理方案を制定・実施し、適切な計量器具を用いて調査測定し、正確にGHG排出量を統計し、前年度のGHG排出報告書を作成
- ◆ 関係規定に従い**統計データと排出報告書を所在地省レベル人民政府生態環境主管部署に提出**し、真実性、完全性、正確性に対して責任を負う
- ◆ 関係規定に従い、排出報告書の排出量、排出施設、統計方法等の**情報を社会に公開**し、関連データの原始記録と管理台帳を**最低5年間以上保存**
- ◆ GHG排出関連の調査測定、排出報告書の作成は合法的な第三者技術サービス機構に委託可能

(『炭素排出権取引管理暫行条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

上記義務履行の怠慢、データ偽造などがあった場合、是正と罰金を命じられることがあります。さらに是正を拒否した場合は、来年度の排出量割当枠の減枠から、生産停止命令を招く恐れがあります。罰則の詳細は次の項目をご参照ください。

違法違反行為の対象と罰則

これまでの発改委、生態環境部による部門規章レベルでは罰則の制定と執行には不十分という背景もあることから、本項目の制定は『条例』で最も注目すべき内容といえます。

重点排出企業に対しては、履行すべき義務(前項)の怠慢、データや報告書の改ざん・偽造はもちろん、排出枠の清算不足、監督管理検査の拒否や妨害、取引市場の相場操縦などについても、明確な罰則が設けられています。

前述のとおり、『条例』は正式公布まで数回の修正・意見公募が行われており、その都度罰金や内容に関する修正がありました。2024年2月に、国家新聞弁公室で開催された「『条例』に関する国务院政策の恒例ブリーフィング⁷」によれば、正式版では罰則強化の特徴として以下の3つがあります。罰則の詳細は【図表5】をご参照ください。

✓ 処罰対象の拡大

重点排出企業のみならず、技術サービス機関、政府の関連部署や関連人員のすべてを監督管理・処罰の対象に拡大。違法違反行為があれば、関連するあらゆる組織・個人には責任が追及されることを明記

✓ 処罰手段の多様化

処罰の手段は警告、翌年排出量割当枠の減枠、違法による収益の没収、罰金などにとどまらず、重点排出企業に対する生産停止命令、技術サービス機関に対する資格剥奪、個人に対する業務禁止など、民事責任、行政責任、刑事責任を網羅

✓ 処罰内容の強化

罰金を例としてみると重点排出企業に対し、義務履行怠慢、統計の不備やデータ偽造の場合、企業及び直接所管者に対する罰金項目があるほか、清算時の排出枠不足でも取引平均成約単価の5~10倍の罰金などが処罰内容となる。『試行弁法』の罰則である1~3万元から見て内容の強化みられる

⁷ 「『条例』に関する国务院政策の恒例ブリーフィング」の詳細は以下ご参照
https://www.mee.gov.cn/zcwj/zclcfh/202402/t20240226_1066968.shtml

【図表5】違法違反行為の対象と罰則

対象	違法行為	罰則
重点排出企業	(義務履行の怠慢) ✓ GHG排出データ品質管理方案を規定通りに作成・施行していない ✓ 統計データと排出報告書を規定通りに提出していない ✓ 排出報告書の排出量、排出施設、統計方法等の情報を規定通りに社会に公開していない ✓ 関連データの原始記録と管理台帳を規定通りに保存していない	◆ 是正及び5～50万元の罰金 ◆ 是正しない場合は生産停止命令
	(統計の不備やデータの偽造) ✓ GHG排出量を規定通りに統計していない ✓ 排出報告書に重大な欠陥・漏れの存在、データ資料の改ざん・偽造、その他虚偽・偽造行動 ✓ サンプル品を規定通りに作成・提出していない	◆ 違法による収益の没収、収益の5～10倍相当の罰金（違法収益が50万元未満の場合は50～200万元の罰金） ◆ 直接所管者及びその他直接責任人員に対し5～20万元の罰金 ◆ 是正しない場合は来年度の排出枠割当の50～100%減少処分。生産停止命令も可能
	(排出枠の対応不足) ✓ 排出枠を規定通りに清算していない	◆ 是正及び不足分に対し清算期限前月の取引平均成約単価の5～10倍の罰金 ◆ 是正しない場合は来年度の排出枠割当の相当額の減少処分。生産停止命令も可能
	✓ 生態環境主管部所やその他監督管理責任部署による監督管理検査の拒否、妨害	◆ 是正及び2～20万元の罰金
取引主体 (現状、重点排出企業がメイン)	✓ 相場操縦	◆ 是正、違法による収益の没収、収益の1～10倍相当の罰金（違法収益が50万元未満の場合は50～500万元の罰金） ◆ 違法主体が企業の場合、直接所管者及びその他直接責任人員に対し警告及び10～100万元の罰金
	✓ 取引秩序を乱す行動	◆ 是正、違法による収益の没収、収益の1～10倍相当の罰金（違法収益が10万元未満の場合は10～100万元の罰金） ◆ 違法主体が企業の場合、直接所管者及びその他直接責任人員に対し警告及び5～50万元の罰金
技術サービス機関	✓ 虚偽な検査報告の提出	◆ 違法による収益の没収、収益の5～10倍相当の罰金（違法収益が2万元未満の場合は2～10万元の罰金） ◆ 情状が重大な場合は資格認定機関より検査資格剥奪 ◆ 直接所管者及びその他直接責任人員に対し2～20万元の罰金、5年間GHG関連検査、排出報告書の作成・技術審査業務の禁止。情状が重大な場合は終身禁止
	✓ 排出報告書または技術審査意見書に重大な欠陥・漏れの存在、排出報告書の作成・審査中のデータ資料の改ざん・偽造、その他虚偽・偽造行動	◆ 違法による収益の没収、収益の5～10倍相当の罰金（違法収益が20万元未満の場合は20～100万元の罰金） ◆ 情状が重大な場合は排出報告書の作成・技術審査業務の禁止 ◆ 直接所管者及びその他直接責任人員に対し2～20万元の罰金、5年間GHG関連検査、排出報告書の作成・技術審査業務の禁止。情状が重大な場合は終身禁止

（『炭素排出権取引管理暫行条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

グリーン電力とグリーン電力証書の活用

RE100 など国際イニシアティブではグリーン電力やグリーン電力証書（再エネ証書）の購入により、スコープ2（他者から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出）の排出削減主張を認めています。中国の全国ETSではこれらの活用による主張をまだ認めていません。

地方ETSでは2023年以降、上海、北京、天津など一部ではグリーン電力使用——スコープ2排出ゼロのための制度を試行的にスタートしたばかりですが、全国ETSや他の地方ETSでは、この活用制度の導入が待たれています。

2023年8月、発改委などが公布の『再生可能エネルギーグリーン電力証書全範囲化の推進 再生可能エネルギー消費の促進に関する通達』⁸（关于做好可再生能源绿色电力证书全覆盖工作 促进可再生能源电力消费的通知、发改能源[2023]1044号）では「グリーン電力証書と全国炭素排出権取引、ボランタリー排出削減取引との連動と調整についての研究」とも書かれていますが、近年ではグリーン電力とグリーン電力証書を用いた中国のETS対応に対する制度導入を期待する声が増えています。

『条例』の中でも「対象企業が非化石エネルギー由来電力を消費した場合、国家の関連規定に基づき、炭素排出の割当枠と温室効果ガスの排出量を調整する」と明記されています。「国家の関連規定」及び「調整方式」など、まだ不明点が残りますが、将来、中国のETSにおけるグリーン電力とグリーン電力証書の活用を可能に

⁸ 詳細については「みずほ中国ビジネス・エクスプレス」の第681号をご参照ください

第681号：<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0734-XF-0105.pdf>

する制度構築が加速するかも注目されています。

なお、炭素排出量の多い業種の地方 ETS から全国 ETS への移行を考えたとき、上海などグリーン電力使用——スコープ 2 排出ゼロ制度が構築済みの地方 ETS から移行の場合、グリーン電力が活用できなくなる可能性があり、これら企業にとって大きな懸念事項となります。その解決方法はまだ見えていません。

排出枠の有償提供移行について

全国 ETS の排出枠の割当については、始動当初から「初期は無料割当とし、適時オークション等へ移行」としてきており、オークション等有償提供への移行タイミングも注目されています。

『条例』では「CEA(全国 ETS の排出枠)は無償割当とし、今後国家の関連要求に基づき、徐々に無償割当と有償提供の併用にシフト」と書かかれていることから、現段階ではまだ移行スケジュールが具体化されていないことがわかります。

EU-ETS の移行の歴史をみて、また一部地方 ETS の部分オークション提供の実践から、全国 ETS においても今後、排出枠の有償提供(企業からすると有償取得)に移行し、徐々にその割合が引き上げられていく可能性が大きいと思われます。

現行準拠法は失効となるか

『条例』より前、2020 年 12 月に生態環境部により全国 ETS の準拠法として公布された『試行弁法』もあり、『条例』の公布により失効となるかという議論もあると思いますが、『条例』には『試行弁法』の廃止については明確には触れておらず『試行弁法』は継続的に有効であると考えます。

ただし『条例』は上位法であり、21 年以降の全国 ETS の運営管理状況に基づき修正・更新されていることを踏まえると、24 年 5 月 1 日発効以降は基本『条例』に準拠されるものと思われます。

最後に

『条例』は現行の準拠法である『試行弁法』と比べ、監督管理体制の再整理に留まっている部分もありますが、今回は再整理した後の重要内容、および罰則など今回で大幅に強化された部分を中心に触れました。

『条例』の公布は、中国 ETS 建設強化のための罰則強化が重要な背景であり、罰則の対象行為範囲と罰金が強化されていることは前述のとおりです。これまでは排出枠の清算不足による罰則が注目されてきましたが、その罰金の明確化や金額の引き上げはもちろん、データや報告書関連の義務怠慢や現場入り検査の受け入れなどに関する罰則も今回から設定されており、参加対象企業にとっては今後気を付けるべきポイントは増えることとなります。

なお、電力以外 7 つの炭素排出量の多い業種は地方 ETS から全国 ETS への移行予定もあり、『条例』では「地方 ETS は本条例を参照して制度と監督管理の強化を講じるべき」としていることから、全国 ETS の参加対象はもちろん、現段階地方 ETS に参加されている日系企業におかれましても、参加対象企業としての義務や現場検査にきちんと対応できるよう社内の横断組織を構築したり、データや報告書作成を外部依頼する場合は信頼できる第三者機関と連携したり、清算期限前に排出枠の足・不足状況を正しく把握し市場取引で他社 CEA もしくは CCER などの取得を検討したり、何よりも排出削減につながる対策を導入したりするなど、早急に

検討・準備に取り掛かる必要があると思われます。

5月の『条例』発効に向けて、今後全国 ETS 管理にかかわる細則の公布、対象業種や参加主体の拡大、グリーン電力・グリーン電力証書の活用、地方 ETS の動向、参加対象企業の対応などにも注視する必要があると思われます。引き続き注目していきたいです。

*

具体的な政策・実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせ下さい。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザリー部 郭

Tel：021-3855-8888 (Ext：1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。